

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成29年12月28日(木曜日)

号外第60号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部九四七円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ		
<b>〇条例</b>		例(環境農政・農地課)	18
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎに関する条例(総務・人事課)	7	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	20
国民健康保険法施行条例(保健福祉・医療保険課)	7	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・用地課)	20
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例(保健福祉・保健人材課)	8	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例(県土整備・都市公園課)	22
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例(保健福祉・保健人材課)	8	神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・道路管理課)	23
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	10	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河川課)	25
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(政策・情報企画課)	13	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	26
神奈川県局設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	13	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	28
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	13	港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	30
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	14	神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例(教委・子ども教育支援課)	30
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	14	神奈川県立図書館条例の一部を改正する条例(教委・生涯学習課)	30
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	14	神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例(県民・青少年課)	30
神奈川県県税条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	15	国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例(保健福祉・医療保険課)	30
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例(総務・財産経営課)	16	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例(保健福祉・高齢福祉課)	31
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(県民・NPO協働推進課)	17	<b>〇規則</b>	
神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(県民・青少年課)	17	事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(政策・市町村課)	31
県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	17	神奈川県立藤野芸術の家条例施行規則を廃止する規則(県民・青少年課)	31
		神奈川県立保健福祉大学条例施行規則を廃止する規則(保健福祉・保健人材課)	31
		指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則(保健福祉・高齢福祉課)	31

## 本号で公布された条例のあらまし

### 1 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎに関する条例

- (1) 地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の際、同法人の職員となる者が属する県の内部組織を定めることとした。
- (2) この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行することとした。

### 2 国民健康保険法施行条例

- (1) 神奈川県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員をそれぞれ3人とし、被用者保険等被保険者を代表する委員を2人とする事とした。(第1条関係)
- (2) 国民健康保険保険給付費等交付金の市町村への交付について、普通交付金は、当該年度における市町村による療養の給

この公報は再生紙を使用しています

付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び市町村が負担する入院時食事療養費等の費用の額に応じ交付するとともに、特別交付金は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条第6項各号に掲げる額(第3号にあっては、国民健康保険法第72条の2第1項の規定による繰入金の9分の1の額に相当する額を市町村における財政の状況その他の事情に応じて配分する額)の合計額を交付することとした。(第2条関係)

- (3) 県は、年度ごとに、各市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収することとするとともに、その徴収に当たっては、各市町村が納付すべき額を算定し、あらかじめ、当該市町村の長に対して通知することとした。(第3条関係)
- (4) 国民健康保険事業費納付金の額の算定に使用する係数等を定めることとした。(第4条～第17条関係)
- (5) 神奈川県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)には、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第21条の規定により算定した繰入金の額及び同令第22条第2項の規定により算定した財政安定化基金拠出金の総額の3倍に相当する額の合算額を標準として積み立てることとした。(第18条関係)
- (6) 基金の運用から生ずる収益は、神奈川県国民健康保険事業会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。(第21条関係)
- (7) 基金は、国民健康保険法第81条の2第1項第1号に規定する資金の貸付け及び同項第2号に規定する資金の交付並びに同条第2項の規定により神奈川県国民健康保険事業会計への繰入れを行う場合に限り、処分できることとした。(第22条関係)
- (8) 知事は、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、基金事業交付金を交付することとした。(第23条関係)
  - ア 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
  - イ 主要な法人の経営の破綻、主要な農作物等の販売の著しい不振等、地域の産業に特別の事情が生じたこと。
  - ウ ア及びイのほか、被保険者の生活に重大な影響を及ぼす事態が生じたこと。
- (9) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (10) 神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例は、廃止することとした。
- (11) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

### 3 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例

- (1) 地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定めることとした。(第1条、第2条関係)
- (2) この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行することとした。

### 4 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例

- (1) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴い、次のとおり、関係条例の整理等を行うこととした。
  - ア 神奈川県立保健福祉大学条例を廃止することとした。(第1条関係)
  - イ 職員の給与に関する条例等8条例について、規定の整備を行うこととした。(第2条～第9条関係)
- (2) この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

### 5 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (3) 土地改良法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(別表関係)
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可対象鳥獣を見直したことに伴い、市町村が処理することとする事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- (5) 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(別表関係)
- (6) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、(3)及び(5)については、公布の日から施行することとした。

### 6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 知事は、生活に困窮する外国人の保護に要する費用の返還に関する事務を処理するために必要な限度で、災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する特定個人情報等であって知事が保有するものを効率的に検索し、及び管理するために

個人番号を利用できることとした。(別表第2関係)

- (2) 知事は、教育委員会に対し、教育委員会が特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を処理するため、生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する特定個人情報を提供できることとした。(別表第3関係)
- (3) 知事は、教育委員会に対し、教育委員会が特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)に関する事務を処理するため、生活保護法による保護の実施に関する特定個人情報及び生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する特定個人情報を提供できることとした。(別表第3関係)
- (4) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2、別表第3関係)
- (5) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

#### 7 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

- (1) 政策局の分掌事務に「広聴に関する事項」及び「県民協働に関する事項」を加えるとともに、同局の分掌事務から「情報化に関する事項」を削除することとした。(第1号関係)
- (2) 総務局の分掌事務に「情報化に関する事項」を加えることとした。(第2号関係)
- (3) 安全防災局をくらし安全防災局とし、その分掌事務に「消費生活に関する事項」を加えることとした。(第3号関係)
- (4) 国際文化観光局を設置し、その分掌事務を「国際交流及び国際協力に関する事項」、「文化の振興に関する事項」及び「観光に関する事項」とすることとした。(第4号関係)
- (5) 福祉子どもみらい局を設置し、その分掌事務を「社会福祉に関する事項」、「社会保障に関する事項」、「人権及び男女共同参画に関する事項」、「次世代育成に関する事項」及び「私学に関する事項」とすることとした。(第7号関係)
- (6) 健康医療局を設置し、その分掌事務を「保健医療に関する事項」及び「生活衛生に関する事項」とすることとした。(第8号関係)
- (7) 産業労働局の分掌事務から「観光に関する事項」を削除することとした。(第9号関係)
- (8) 県民局及び保健福祉局を廃止することとした。
- (9) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (10) 神奈川県准看護師試験委員会条例の一部を改正し、局の名称について規定の整備をすることとした。

#### 8 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 非常勤職員が子の出生の日から2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を、その子が1歳6か月に達する日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、その子が1歳6か月に達する日に当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業をしており、かつ、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められるときとすることとした。(第2条の4関係)
- (2) 同一の子について再度の育児休業をすることができる特別の事情として、育児休業に係る子について保育所等の利用の申込みを行っているが、当面その保育が実施されないことを加えることとした。(第3条関係)
- (3) 同一の子について育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、育児休業に係る子について保育所等の利用の申込みを行っているが、当面その保育が実施されないことを加えることとした。(第4条関係)
- (4) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過せずに同一の子について再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、育児短時間勤務に係る子について保育所等の利用の申込みを行っているが、当面その保育が実施されないことを加えることとした。(第11条関係)
- (5) その他規定の整備を行うこととした。(第22条関係)
- (6) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 9 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、旅行サービス手配業登録申請手数料を収入証紙により徴収することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、平成30年1月4日から施行することとした。

#### 10 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県立保健福祉大学条例の廃止に伴い、教育職員免許状更新講習手数料を廃止することとした。(別表関係)
- (2) 旅行業法の一部改正に伴い、旅行サービス手配業登録申請手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)
- (3) (1)については公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から、(2)については平成30年1月4日から施行することとした。

#### 11 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員

**等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 神奈川県県税条例の一部改正により、改正前の自動車税が自動車税の種別割に改められたことに伴い、規定の整備を行うこととした。
- (2) その他規定の整備を行うこととした。
- (3) この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**12 神奈川県県税条例の一部を改正する条例**

- (1) 地方税法の一部改正により、自動車取得税が廃止されたことに伴い、自動車取得税に関する規定を削除することとした。(目次、第3条～第5条、第6条、第44条、第45条関係)
- (2) 地方税法の一部改正により、自動車税の環境性能割が創設されたことに伴い、その納付の方法等について規定することとした。(第5条、第6条、第53条、第54条関係)
- (3) 地方税法の一部改正により、改正前の自動車税が自動車税の種別割に改められたことに伴い、規定の整備を行うこととした。(第5条、第6条、第55条～第61条の2、附則第29項関係)
- (4) 日本赤十字社その他公益性を有する団体が所有する救急自動車等に対しては、自動車税を課さないこととした。(第52条関係)
- (5) その他規定の整備を行うこととした。(第4条、第6条、第56条、第57条、第59条～第60条の2、第81条、附則第29項、第31項～第35項関係)
- (6) この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。
- (7) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**13 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 行政財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 平塚市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**14 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)として1法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。(別表関係)
- (2) 指定特定非営利活動法人のうち4法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
- (3) この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**15 神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例**

- (1) 携帯電話インターネット接続役員提供事業者等は、保護者から青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出を受けて青少年を使用者等とする特定携帯電話端末等を販売するときは、(2)の書面の提出を受け、当該書面又はその写しを1年間保存しなければならないこととした。(第36条関係)
- (2) 保護者は、青少年を使用者等とする特定携帯電話端末等を購入する場合において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役員提供事業者等に提出しなければならないこととした。(第37条関係)
- (3) 携帯電話インターネット接続役員提供事業者等は、青少年を携帯電話端末等の使用者等とする役員提供契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末等の変更をするときは、保護者又は青少年に対し、青少年が携帯電話端末等からのインターネット利用により青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨等を書面により説明しなければならないこととした。(第39条関係)
- (4) 知事は、(1)に違反していると認めるときは、携帯電話インターネット接続役員提供事業者等に対し、必要な措置を勧告することができることとした。(第40条関係)
- (5) その他所要の改正を行うこととした。(第36条、第37条、第39条関係)
- (6) この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行することとした。

**16 県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例**

- (1) 土地改良法の一部改正に伴い、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地において実施する県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収について定めるとともに、所要の改正を行うこととした。(題名、第1条、第7条、第8条関係)
- (2) 知事は、県営土地改良事業の分担金、特別徴収金等を納期限までに納付しない者があるときは、その者から延滞金を徴収することとした。(第9条関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(第2条～第6条、第10条関係)
- (4) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**17 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例**

- (1) 漁港施設等の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表第2、別表第3関係)
- (2) 占用料及び土砂採取料の額の計算に当たり、占用面積が0.01平方メートルに満たないとき又は占用面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき等は、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算することとした。(別表第2、別表第3関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2、別表第3関係)
- (4) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**18 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例**

- (1) 国土交通省所管の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 平塚市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) 使用料の額の計算に当たり、使用面積が0.01平方メートル未満であるとき又は使用面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき等は、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算することとした。(別表関係)
- (4) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (5) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**19 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例**

- (1) 都市公園の占用許可による使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) 使用料の額の計算に当たり、占用面積が0.01平方メートル未満であるとき又は占用面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき等は、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算することとした。(別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(第24条、第25条、別表第2関係)
- (4) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

**20 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**

- (1) 道路の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 平塚市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) 占用料の額の計算に当たり、占用面積が0.01平方メートル未満であるとき又は占用面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき等は、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算することとした。(別表関係)
- (4) その他規定の整備を行うこととした。(第4条関係)
- (5) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**21 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

- (1) 流水占用料及び土石等採取料の額の計算に当たり、水量若しくは土石等の採取量が0.01立方メートル未満であるとき又は水量若しくは土石等の採取量が0.01立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算することとした。(別表第1関係)
- (2) 土地占用料及び廃川敷地使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (3) 平塚市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表第2関係)
- (4) 土地占用料及び廃川敷地使用料の額の計算に当たり、占用面積が0.01平方メートル未満であるとき又は占用面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき等は、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算することとした。(別表第2関係)
- (5) その他規定の整備を行うこととした。(別表第1、別表第2関係)
- (6) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

(7) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 22 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 土地の専用利用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第2関係)
- (2) 専用利用料及び占用料等の額の計算に当たり、利用物件の長さが0.01メートル未満であるとき又は利用物件の長さに0.01メートル未満の端数があるとき等は、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算することとした。(別表第1、別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第1、別表第2関係)
- (4) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 23 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 平塚市の区域を第一級地から第二級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) 占用料の額の計算に当たり、占用面積が0.01平方メートル未満であるとき又は占用面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき等及び土石採取料の額の計算に当たり、土石の採取量が0.01立方メートル未満であるとき又は土石の採取量に0.01立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算することとした。(別表関係)
- (4) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (5) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 24 港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 港湾法の一部改正に伴い、県が管理する港湾の臨港地区内のクルーズ港区における建築物その他の構築物の規制に関し必要な事項を定めることとした。(第3条、別表第4関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

## 25 神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県立三浦ふれあいの村を廃止するとともに、規定の整備を行うこととした。(第2条、別表関係)
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

## 26 神奈川県立図書館条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県立川崎図書館の移転に伴い、その位置の表示を川崎市高津区坂戸3丁目2番1号に改めることとした。(第1条関係)
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

## 27 神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例

- (1) 神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止することとした。
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

## 28 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

- (1) 国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止することとした。
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

## 29 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止することとした。
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

## 条 例

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第65号

### 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成29年神奈川県条例第68号）第1条の規定による廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例（平成14年神奈川県条例第67号）第2条の規定により設置された神奈川県立保健福祉大学とする。

#### 附 則

この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

国民健康保険法施行条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第66号

### 国民健康保険法施行条例

（神奈川県国民健康保険運営協議会の委員の定数）

**第1条** 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により設置された神奈川県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

（国民健康保険保険給付費等交付金の交付）

**第2条** 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第6条第1項の普通交付金は、当該年度における市町村による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び市町村が負担する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費その他規則で定める費用の額に応じ、当該市町村に対して交付する。

2 政令第6条第1項の特別交付金は、同条第6項各号（第3号にあっては、法第72条の2第1項の規定による繰入金金の9分の1の額に相当する額を市町村における財政の状況その他の事情に応じて規則で定めるところにより配分する額とする。）に掲げる額の合算額を、当該市町村に対して交付する。

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

**第3条** 県は、年度ごとに、各市町村から、法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 知事は、前項の国民健康保険事業費納付金の徴収に当たっては、各市町村が納付すべき額を算定し、あらかじめ、当該市町村の長に対して通知するものとする。

3 前項の国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）で定めるところにより算定するものとし、政令第9条から第11条までに規定する医療費指数反映係数その他の係数等については、次条から第17条までに定めるところによる。

（国民健康保険事業費納付金の額の算定に使用する係数等）

**第4条** 政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、1とする。

**第5条** 政令第9条第1項第2号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

**第6条** 政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第9条第5項第1号に掲げる額を政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

**第7条** 政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

**第8条** 政令第9条第1項第3号ロの一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第7項第2号に掲げる数とする。

**第9条** 政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

**第10条** 政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第10条第3項第1号に掲げる額を政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

**第11条** 政令第10条第1項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

**第12条** 政令第10条第1項第2号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第2号に掲げる数とする。

**第13条** 政令第10条第5項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

**第14条** 政令第11条第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

**第15条** 政令第11条第1項第2号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第4項第1号に掲げる数とする。

**第16条** 政令第11条第1項第2号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第2号に掲げる数とする。

**第17条** 政令第11条第5項第2号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

(基金の積立額)

**第18条** 法第81条の2第1項の規定により設置された神奈川県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)には、政令第21条の規定により算定した繰入金の額及び政令第22条第2項の規定により算定した財政安定化基金拠出金の総額の3倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。

2 各年度において基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

**第19条** 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

**第20条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第21条** 基金の運用から生ずる収益は、神奈川県国民健康保険事業会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第22条** 基金は、法第81条の2第1項第1号に規定する資金の貸付け、同項第2号に規定する資金の交付及び同条第2項の規定により神奈川県国民健康保険事業会計への繰入れを行う場合に限り、これを処分することができる。

(交付の要件及び額)

**第23条** 知事は、法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金として、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、政令第17条第2項及び第3項の規定により算定した額を基準として、知事が別に定めるところにより交付する。

- (1) 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- (2) 主要な法人の経営の破綻、主要な農作物等の販売の著しい不振等、地域の産業に特別の事情が生じたこと。
- (3) 前2号のほか、被保険者の生活に重大な影響を及ぼす事態が生じたこと。

(財政安定化基金拠出金の徴収)

**第24条** 各年度において知事が法第81条の2第4項に基づき市町村に対して納付を求める拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例の廃止)
- 2 神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。  
(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条の規定により積み立てられている神奈川県国民健康保険財政安定化基金は、第18条第1項の規定により積み立てられた基金とみなす。

4 基金は、平成36年3月31日までの間、市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てるため、第22条の規定にかかわらず、政令附則第19条に規定するところにより、これを処分することができる。

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第67号

#### 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例

(法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産)

**第1条** 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額)が50万円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが適当でないものを除く。)その他知事が定める財産とする。

(法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産)

**第2条** 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格の金額(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額)が1億円以上の不動産(不動産を信託する場合における当該不動産を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)、動産及び不動産の信託の受益権とする。

#### 附 則

この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第68号

#### 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例

(神奈川県立保健福祉大学条例の廃止)

**第1条** 神奈川県立保健福祉大学条例(平成14年神奈川県条例第67号)は、廃止する。  
(職員の給与に関する条例の一部改正)



第2条 職員の給与に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「大学以外の県立学校」を「県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第4条の2を削る。

第5条第1項及び第3項中「(大学学長等を除く。)」を削る。

第14条の2第1項及び第2項中「又は大学学長等」を削り、同条第3項第1号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で」に改め、同号ア及びビイを削る。

第15条第2項中「(大学学長等を除く。)」を削り、「」にあつては」を「」にあつては、」に改め、「、大学学長等にあつては6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の82.5を乗じて得た額」を削り、同条第5項中「、同表」を「並びに同表」に改め、「(大学学長等を除く。)」及び「並びに大学学長等」を削る。

第16条第2項第1号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額の総額」に改め、同号ア及びビイを削る。

第17条の3の見出し中「特定の職員」を「再任用職員」に改め、同条第2項を削る。

別表第6中

特1	706,500
特2	761,500
特3	818,500
特4	895,500
特5	965,500

」に改め、同表備考1中「大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員及び」を削り、同表中備考1を備考とし、備考2を削る。

別表第11大学教育職給料表の項1級の項から3級の項までの規定中「大学又は」を削り、同表大学教育職給料表の項4級の項を次のように改める。

4級	1 アカデミアの所長又は副所長で教授の職を兼ねるものの職務 2 高度の知識経験を必要とするアカデミアの教授の職務
----	---

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第4号中「保健福祉大学その他人事委員会規則で定める機関」を「よこはま看護専門学校又は平塚看護大学」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県

条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に、「大学以外の県立学校」を「県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(大学を除く。以下同じ。)」を削る。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「(大学を除く。)」を削り、「いう」を「総称する」に改める。

(神奈川県個人情報保護条例の一部改正)

第7条 神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の見出し及び2項を加える。

(公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置)

5 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学(以下「保健福祉大学」という。)の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。

6 保健福祉大学の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(神奈川県情報公開条例の一部改正)

第8条 神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則中第11項を第13項とし、第8項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の見出し及び2項を加える。

(公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置)

8 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学(以下「保健福祉大学」という。)の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。

9 保健福祉大学の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第9条 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和62年神奈川県条例第18号)の一部を次

のように改正する。

第1条中「県立の学校」を「県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第2条を次のように改める。

(認定)

第2条 県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、公務上の災害が発生したと認めるときは、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該災害が公務上のものであるかどうかを認定し、その結果を校長及び当該災害を受けた者に通知しなければならない。

第4条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第5条中「神奈川県立保健福祉大学の学校医等に関しては知事が、その他の学校の学校医等に関しては神奈川県教育委員会が規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

(神奈川県立保健福祉大学条例の廃止に伴う経過措置)

2 第1条の規定による廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例第5条第3項の規定により知事が定めた修業年限並びに同条例第11条の規定により知事がした入学科及び授業料の徴収の猶予については、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。(県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第1条の規定による廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例第2条に規定する神奈川県立保健福祉大学の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

4 第9条の規定による改正後の県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第2条の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中

第4条の2	とする	に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
-------	-----	---

を

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額を、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算
--------	------	--

に、

出率」という。）を乗じて得た額とする

「第5条第1項、第2項」を「第5条第2項」に改める。

第26条中「第17条の3第1項」を「第17条の3」に改める。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第69号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中1の5の項を1の6の項とし、1の4の項を1の5の項とし、1の3の項を1の4の項とし、1の2の項の次に次のように加える。

- 1の3 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条第1号に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。）
  - (1) 法第5条第1項の規定により、高圧ガスの製造を許可すること。
  - (2) 法第5条第2項の規定により、製造をする高圧ガスの種類等の届出を受理すること。
  - (3) 法第9条の規定により、高圧ガスの製造の許可を取り消すこと。
  - (4) 法第10条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
  - (5) 法第10条の2第2項（法第24条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
  - (6) 法第11条第3項の規定により、高圧ガスの製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は法第8条第2号の技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずること。
  - (7) 法第12条第3項の規定により、高圧ガスの製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は同条第2項の技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずること。
  - (8) 法第14条第1項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置の変更の工事等を許可すること。
  - (9) 法第14条第2項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の軽微な変更の工事等の届出を受理すること。
  - (10) 法第14条第4項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の変更の工事等の届出を受理すること。
  - (11) 法第15条第2項の規定により、技術上の基準

相模原市

に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずること。

- (12) 法第16条第1項の規定により、第一種貯蔵所の設置を許可すること。
- (13) 法第17条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
- (14) 法第17条の2第1項の規定により、第二種貯蔵所の設置の届出を受理すること。
- (15) 法第18条第3項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずること。
- (16) 法第19条第1項の規定により、第一種貯蔵所の位置等の変更の工事を許可すること。
- (17) 法第19条第2項の規定により、第一種貯蔵所の位置等の軽微な変更の工事の届出を受理すること。
- (18) 法第19条第4項の規定により、第二種貯蔵所の位置等の変更の工事の届出を受理すること。
- (19) 法第20条第1項本文の規定により、高圧ガスの製造のための施設等の完成検査を行うこと。
- (20) 法第20条第1項ただし書の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。
- (21) 法第20条第3項の規定により、特定変更工事の完成検査を行うこと。
- (22) 法第20条第4項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。
- (23) 法第20条の4第1項の規定により、高圧ガスの販売事業の届出を受理すること。
- (24) 法第20条の4の2第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
- (25) 法第20条の5第2項の規定により、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告すること。
- (26) 法第20条の5第3項の規定により、同条第2項の規定による勧告を受けた販売業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (27) 法第20条の6第2項の規定により、技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずること。
- (28) 法第20条の7の規定により、販売する高圧ガスの種類の変更の届出を受理すること。
- (29) 法第21条第1項の規定により、高圧ガスの製造の開始及び廃止の届出を受理すること。
- (30) 法第21条第2項の規定により、高圧ガスの製造の事業の廃止の届出を受理すること。
- (31) 法第21条第3項の規定により、高圧ガスの製造の廃止の届出を受理すること。
- (32) 法第21条第4項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途の廃止の届出を受理す

ること。

- (33) 法第21条第5項の規定により、高圧ガスの販売事業の廃止の届出を受理すること。
- (34) 法第22条第1項の規定により、高圧ガス及びその容器の輸入検査を行うこと。
- (35) 法第22条第1項第1号の規定により、高圧ガス及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。
- (36) 法第22条第2項の規定により、輸入検査の結果の報告を受理すること。
- (37) 法第22条第3項の規定により、高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (38) 法第24条の2第1項の規定により、消費する特定高圧ガスの種類等の届出を受理すること。
- (39) 法第24条の3第3項の規定により、特定高圧ガスの消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は同条第2項の技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずること。
- (40) 法第24条の4第1項の規定により、特定高圧ガスの消費のための施設の位置等の変更の工事等の届出を受理すること。
- (41) 法第24条の4第2項の規定により、特定高圧ガスの消費の廃止の届出を受理すること。
- (42) 法第26条第1項の規定により、危害予防規程の届出又は危害予防規程の変更の届出を受理すること。
- (43) 法第26条第2項の規定により、危害予防規程の変更を命ずること。
- (44) 法第26条第4項の規定により、危害予防規程を守るべきこと又は従業者に危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。
- (45) 法第27条第2項の規定により、保安教育計画の変更を命ずること。
- (46) 法第27条第5項の規定により、保安教育計画を忠実に実行し、又は従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告すること。
- (47) 法第27条の2第5項(法第27条の4第2項、法第28条第3項及び法第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、保安統括者、冷凍保安責任者、販売主任者、取扱主任者又は保安統括者若しくは冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。
- (48) 法第27条の2第6項(法第27条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任の届出を受理すること。
- (49) 法第34条の規定により、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずること。

<p>(50) 法第35条第1項の規定により、特定施設の保安検査を行うこと。</p> <p>(51) 法第35条第1項第1号の規定により、特定施設の保安検査を受けた旨の届出を受理すること。</p> <p>(52) 法第35条第3項の規定により、保安検査の結果の報告を受理すること。</p> <p>(53) 法第36条第2項の規定により、高压ガスの製造のための施設等が危険な状態となった旨の届出を受理すること。</p> <p>(54) 法第38条第1項の規定により、高压ガスの製造若しくは貯蔵所の設置の許可を取り消し、又は高压ガスの製造若しくは貯蔵の停止を命ずること。</p> <p>(55) 法第38条第2項の規定により、高压ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずること。</p> <p>(56) 法第39条第1号の規定により、高压ガスの製造のための施設等の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。</p> <p>(57) 法第39条第2号の規定により、高压ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p> <p>(58) 法第39条第3号の規定により、高压ガス等の所有者等に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p> <p>(59) 法第39条の11第1項の規定により、特定変更工事に係る完成検査の記録の届出を受理すること。</p> <p>(60) 法第39条の11第2項の規定により、特定施設に係る保安検査の記録の届出を受理すること。</p> <p>(61) 法第49条の30（法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）の規定により、登録容器等の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命じ、又は請求すること。</p> <p>(62) 法第49条の35の規定により、輸入した外国登録容器等の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(63) 法第56条の4第3項（法第56条の6の14第4項及び法第56条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定設備検査合格証、特定設備基準適合証及び指定設備認定証の再交付の申請を受理し、並びに経済産業大臣に送付すること。</p> <p>(64) 法第61条第1項の規定により、第一種製造者等に対し、その業務に関する報告をさせること。</p> <p>(65) 法第62条第1項の規定により、職員に高压ガスを製造する者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は高压ガスを収去させること。</p> <p>(66) 法第63条第1項の規定により、事故に係る届出を受理すること。</p> <p>(67) 法第63条第2項の規定により、災害に係る報告を命ずること。</p> <p>(68) 法第64条の規定により、高压ガスによる災害</p>	<p>時に、現状を変更する指示をすること。</p> <p>(69) 法第74条第1項の規定により、高压ガスの製造を許可したこと等について公安委員会等に通報すること。</p> <p>(70) 法第74条第2項の規定により、高压ガスに係る事故等について警察官からの通報を受けること。</p> <p>(71) 法第74条第3項の規定により、高压ガスの製造のための施設等が危険な状態となった旨の消防吏員等からの通報を受けること。</p> <p>(72) 法第74条第4項の規定により、高压ガスに係る事故等について経済産業大臣に報告すること。</p> <p>別表中4の3の項を削り、4の4の項を4の3の項とし、4の5の項を4の4の項とし、4の6の項を4の5の項とし、同表4の7の項(50)中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改め、同項(51)中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改め、同項を同表4の6の項とし、同表5の項(1)、(4)及び(5)中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、同項右欄中「横須賀市( )の次に「左欄(1)、(4)及び(5)に掲げる事務のうち政令第4条第1項第2号へ(5)の規定に係るものにあつては、横須賀市を除き、」を加え、同表13の項中「の事務」の次に「(大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第13条第1項及び附則第5項において政令市の長が行うこととされている事務にあつては、工場に係る事務に限る。)」を加え、同項(6)中「及び法第18条の13第1項」を「、法第18条の13第1項及び法第18条の31第1項」に改め、「第18条の9の期間」の次に「、法第18条の31第1項において準用する場合にあつては法第18条の27の期間」を加え、同項(7)及び(8)中「及び法第18条の13第2項」を「、法第18条の13第2項及び法第18条の31第2項」に改め、同項中(32)を(38)とし、(31)を(37)とし、(30)を(36)とし、同項(29)中「(28)まで」を「(34)まで」に改め、同項中(29)を(35)とし、(28)の次に次のように加える。</p> <p>(29) 法第18条の23第1項の規定により、水銀排出施設の設置の届出を受理すること。</p> <p>(30) 法第18条の24第1項の規定により、水銀排出施設となった際にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(31) 法第18条の25第1項の規定により、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(32) 法第18条の26の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法に関する計画の変更並びに水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(33) 法第18条の29第1項の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法の改善並びに水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(34) 法第18条の29第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>別表13の項右欄中「(29)」を「(35)」に改める。</p> <p>別表16の3の項(1)中「(オスに限る。)」を削り、同表157の項(3)中</p>
--	---

「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同表160の項中「平塚市を除き、」を削る。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表4の7の項及び157の項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第70号

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第2の15の項中「対する保護」を「係る保護」に改め、「実施」の次に「、保護に要する費用の返還」を加える。

別表第3の3の項特定個人情報の欄を次のように改める。

1	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの		
2	特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの		
4	教育委員会	別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務	知事 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
5	教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの	知事 1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第71号

**神奈川県局設置条例の一部を改正する条例**

神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

のように改正する。

第1号エ中「広報」を「広聴及び広報」に改め、同号キ中「及び情報化」を削り、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 県民協働に関する事項

第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 情報化に関する事項

第3号中「安全防災局」を「くらし安全防災局」に改め、同号に次のように加える。

オ 消費生活に関する事項

第4号を次のように改める。

(4) 国際文化観光局

ア 国際交流及び国際協力に関する事項

イ 文化の振興に関する事項

ウ 観光に関する事項

第7号を次のように改める。

(7) 福祉子どもみらい局

ア 社会福祉に関する事項

イ 社会保障に関する事項

ウ 人権及び男女共同参画に関する事項

エ 次世代育成に関する事項

オ 私学に関する事項

第9号を第10号とし、第8号中イを削り、ウをイとし、同号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 健康医療局

ア 保健医療に関する事項

イ 生活衛生に関する事項

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(神奈川県准看護師試験委員会条例の一部改正)

2 神奈川県准看護師試験委員会条例（昭和27年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「神奈川県健康福祉局」を「神奈川県健康医療局」に改める。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第72号

**職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

**第2条の4** 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1

歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子が1歳6か月に達する日の翌日（当該子が1歳6か月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き非常勤職員として採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子が1歳6か月に達する日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子が1歳6か月に達する日において育児休業法その他の法律の規定による育児休業をしている場合

(2) 当該子が1歳6か月に達する日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下これらを「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その保育が実施されないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その保育が実施されないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その保育が実施されないこと」を加える。

第22条中「(平成15年神奈川県条例第4号)」を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第73号

**収入証紙に関する条例の一部を改正する条例**

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表17の項中

「旅行業変更登録申請手数料」を  
「旅行業変更登録申請手数料  
旅行サービス手配登録申請手数料」に  
改める。

**附 則**

この条例は、平成30年1月4日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第74号

**神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の5 保健福祉局関係の表36の2の項を削る。

別表の6 産業労働局関係の表7の項の次に次のように加える。

7の2 旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配登録申請手数料	1万5,010円
--	-----------------	----------

別表の8 教育委員会関係の表1の項中「教育職員免許法」の次に「(昭和24年法律第147号)」を加える。

**附 則**

この条例中別表の5 保健福祉局関係の表及び別表の8 教育委員会関係の表の改正規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から、別表の6 産業労働局関係の表の改正規定は平成30年1月4日から施行する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第75号

**アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例**

第1条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年神奈川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例**

第1条中「。以下「特例法」という。」を削り、「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「。以下「県税条例」という。」を削る。

第2条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加え、「県税条例第58条」を「神奈川県県税条例第59条」に、「第151条第1項」を「第177条の11第1項」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第1号様式中「自動車税証紙」を「自動車税種別割証紙」に

改める。

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例(昭和27年神奈川県条例第69号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の税率の特例に関する条例

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「。以下「県税条例」という。」を削る。

第2条第1項中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「県税条例」を「神奈川県県税条例」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
2 第1条及び第2条に規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定は、平成31年度分のこの条例の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第76号

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第4節 ゴルフ場利用税(第28条の2~第43条)
第5節 自動車取得税(第44条・第45条)
第5節の2 軽油引取税(第46条~第54条)
第6節 自動車税(第55条~第61条の2)」を

「第4節 ゴルフ場利用税(第28条の2~第45条)
第5節 軽油引取税(第46条~第51条)
第6節 自動車税(第52条~第61条の2)」に改める。

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、以下1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項の表2の項中「県民税利子割」を「県民税の利子割」に改め、同表中6の項及び7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、同項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: 8 自動車税に関する事務(県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者に係る自動車税に係る事務で規則で定めるものに限る。), 東京都を除く県外の区域内のもの, 神奈川県緑島税務所; 東京都のうち大田区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの, 神奈川県川崎県税務所; 東京都のうち世田谷区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの, 神奈川県高津県税務所; 東京都のうち町田市その他の区域で規, 神奈川県相模原県税務所

Table with 2 columns: 則で定めるものの区域内のもの, 9 前項に規定する事務以外の事務で自動車税に関するもの(規則で定める事務を除く。), 神奈川県自動車税管理事務所

第5条第1項の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、同表8の項中「自動車の」を「環境性能割にあつては自動車を取得した者の、種別割にあつては自動車の」に改め、同項を同表7の項とし、同表中9の項を8の項とし、10の項を9の項とする。

第6条第1項中「県民税利子割」を「県民税の利子割」に改め、「、自動車取得税」を削り、「軽油引取税」の次に「、自動車税の環境性能割」を加え、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

「第5節 自動車取得税」を削る。

第36条から第45条までを次のように改める。

第36条から第45条まで 削除

「第5節の2 軽油引取税」を「第5節 軽油引取税」に改める。

第52条から第54条までを削る。

第2章第6節中第55条の前に次の3条を加える。

(自動車税の課税免除)

第52条 日本赤十字社、公益財団法人結核予防会、公益財団法人神奈川県結核予防会、公益財団法人神奈川県予防医学協会又は神奈川県性病予防協会が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- (1) 救急自動車
(2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
(3) 血液事業又は検便事業の用に供する自動車
(4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
(5) 保健に関する広報宣伝の用に供する自動車
(6) 前各号に掲げる自動車に類する自動車であつて、知事が自動車税を課するのを不相当と認めるもの

(環境性能割の納付の方法)

第53条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は第161条の規定により環境性能割額を納付する場合は、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(環境性能割の減免)

第54条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要と認める者その他特別の事情がある者について、環境性能割を減免することができる。

第55条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次の」を「第52条各号に掲げるもののほか、次の」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項第3号中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加え、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第2号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項を同条第2項とする。

第56条の見出しを「(種別割の税率)」に改め、同条第1項中「自

自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対しを「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第3号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号ア(ア)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(イ)において同じ」に改め、同号ア(イ)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第2項中「あるもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第3項第5号カ中「一般乗合用のバス」を「一般乗合用バス」に改める。

第57条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に改める。

第58条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第59条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第151条第3項」を「第177条の11第3項」に、「自動車税」を「種別割」に、「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に改め、同条第2項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項の規定による新規登録」に、「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第60条の前の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第152条第1項に規定する」を「第177条の13第1項の」に、「条例の」を「条例で」に改め、同条第2号中「第55条」を「第52条又は第55条」に、「同条の」を「、これらの」に改め、同条第5号中「第145条第3項」を「第146条第3項」に改める。

第60条の2中「第145条第2項」を「第147条第1項」に改める。

第61条(見出しを含む。)及び第61条の2(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第81条第3号中「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に改め、同条第4号中「第122条第1項」を「第160条第1項」に改める。

附則第29項の前の見出し中「自動車税の」の次に「種別割の」を加え、同項中「附則第31項第2号において同じ。」を削り、「附則第31項第3号において同じ。」並びにバス(一般乗合用のものに限る。)を「」並びに第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バスに、「に係る第56条第1項から」を「の種別割に係る第56条第1項から」に改め、同項第1号中「及び附則第31項から第34項まで」を削り、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「新車新規登録」を「初回新規登録」に改める。

附則第31項から第35項までを削り、附則第36項を附則第31項と

し、附則第37項を附則第32項とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の神奈川県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(神奈川県行政機関設置条例の一部改正)

5 神奈川県行政機関設置条例(昭和31年神奈川県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「自動車取得税及び」を削る。

(神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部改正)

6 神奈川県水源環境保全・再生基金条例(平成17年神奈川県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「附則第37項」を「附則第32項」に改める。

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第77号

**行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例**

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例(昭和39年神奈川県条例第79号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分		単 位	金 額			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
電 柱	本柱	1本	3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
	支線柱 支線 街路照明柱	1本(条)	950円	740円	600円	570円
看板		表示面積1平方メートル	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
標識		1本	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円	52円



管 類	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル	120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円

別表の備考1中「平塚市」を削り、同表の備考2中「横須賀市」の次に「平塚市」を加える。

**附 則**

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料で次に掲げるものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - この条例の施行の際現にこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料を納入しているものの当該納入している期間に係る使用料
  - 使用の許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものの施行日から使用開始日（最初に使用することができる日をいう。）に相当する平成30年4月中の日の前日までの期間に係る使用料（前号に掲げる使用料を除く。）

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第78号

**地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名の項、特定非営利活動法人WE21ジャパンいずみの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつの項及び特定非営利活動法人WE21ジャパン・旭の項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2,336番地2	平成29年1月1日から平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン・旭	横浜市旭区中希望が丘101-21	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつ	川崎市高津区溝口三丁目15番8号	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパンいずみ	横浜市泉区中田東三丁目16番4号	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名	海老名市中央一丁目14番46号チェリーコート海老名103	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

**附 則**

- この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人トムトムの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名の項、特定非営利活動法人WE21ジャパンいずみの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつの項又は特定非営利活動法人WE21ジャパン・旭の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第79号

**神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例**

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第36条及び第37条を次のように改める。

（役務提供契約の締結等）

**第36条** 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。）を締結する場合には、次条第1項の書面（電磁的記録を含む。第39条及び第40条第1項第3号を除き、以下同じ。）の提出を受

け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等(同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売する場合には、次条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

(役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出)

**第37条** 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

第39条中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の使用者とする役務提供契約」に、「利用し、又は」を「利用し、若しくは」に改め、「するもの」次に「又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うもの」を加え、第1号を次のように改める。

(1) 青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項第40条第1項第1号中「第37条第1項」を「第36条第1項」に、「第36条に規定する」を「第37条第1項の」に、「がないのに」を「を受けないで」に、「携帯電話インターネット接続契約を締結した」を「役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していない」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第36条第2項の規定に違反して、第37条第2項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若

しくはその写しを保存していないとき。

第40条第1項第3号中「に規定する」を「の規定による」に、「携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約」を「相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第80号

#### 県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例

県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和31年神奈川県条例第58号)の一部を次のように改正する。

題名中「分担金」の次に「等」を加える。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

**第1条** 土地改良法(昭和24年法律第195号)第91条第1項に規定する分担金並びに同法第91条の2第1項及び第6項に規定する特別徴収金の賦課徴収に関しては、同法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(分担金の徴収)

**第2条** 知事は、県営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行地域内にある土地(以下「施行地域内の土地」という。)につき土地改良法(以下「法」という。)第3条に規定する資格を有するものその他土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の11に規定するもの(以下「被徴収者」という。)から法第91条第1項に規定する分担金(以下「分担金」という。)を徴収する。

2 分担金の総額は、年度ごとに当該県営土地改良事業に要する経費の100分の25を超えないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める割合又は額を超えないものとする。

(1) 農地保全事業を行う場合において、農道のための関連工事を行う場合 当該県営土地改良事業に要する経費の100分の45

(2) 法第88条第1項、第7項、第12項、第14項又は第19項の規定による計画変更を行う場合において国の補助対象とならない事業を行う場合 当該県営土地改良事業に要する経費の100分の50

(3) その他特別の事情のある場合 当該県営土地改良事業に要する経費から国から交付を受けた補助金の額を除いた額

3 分担金の額は、当該県営土地改良事業によつて受ける利益に応じて前項の分担金の総額を割り振つて得た額とする。この場合において、法第3条に規定する資格を有する者にあつては、その資格を有している土地の面積に応じて割り振るものとする。

4 被徴収者が当該県営土地改良事業の施行地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、法第91条第4項において準用する法第90条第4項の規定により、被徴収者に対する分担金に代えて、当該土地改良区から分担金に相当する金銭（以下「分担金に相当する金銭」という。）を徴収する。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(分担金等の徴収の時期)」に改め、同条第1項中「金銭は、」を「金銭（以下「分担金等」という。）は、原則として」に、「賦課徴収する」を「徴収するものとする」に改め、ただし書を削り、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「(分担金等の減免等)」に改め、同条中「があつたとき又は特別の事情」を「その他特別の事由」に、「分担金又は分担金に相当する金銭の納入を猶予し若しくはその額の一部を減ずる」を「、分担金等を減免し、又はその徴収を猶予する」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「年度」を「毎事業年度」に、「ただちに」を「直ちに」に、「その結果、」を「分担金等の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特別徴収金の徴収)

**第6条** 知事は、国から補助金の交付を受けて行う県営土地改良事業で規則で定めるものについては、法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その工事完了の日。以下「工事完了の公告の日」という。）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に該当する行為をした者から法第91条の2第1項に規定する特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）を徴収する。

(1) 施行地域内の土地につき、当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（規則で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合

(2) 施行地域内の土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて目的外用途に供した場合を除く。）

2 特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 当該県営土地改良事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該施行地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

(2) 分担金等の額並びに法第91条第2項及び第6項に規定する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該施行地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

3 特別徴収金を徴収されることとなる者が当該県営土地改良事業の施行地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、法第91条の2第2項において準用する法第90条第4項の規定により、特別徴収金の徴収に代えて、当該土地改良区から特別徴収金に相当する金銭（以下「特別徴収金に相当する金銭」という。）を徴収することができる。

第7条を次のように改める。

(機構関連事業の特別徴収金の徴収)

**第7条** 知事は、法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。）につき法第91条の2第6項各号に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日から工事完了の公告の日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号（規則で定める用途を除く。）に定める場合に該当するときは、その者から法第91条の2第6項に規定する特別徴収金（以下「機構関連事業特別徴収金」という。）を徴収する。

2 機構関連事業特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 当該機構関連事業に要する費用の額に、機構関連事業特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の事業施行地域内農用地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して規則で定める割合を乗じて得た額

(2) 当該機構関連事業に係る法第91条第6項に規定する負担金の額に、機構関連事業特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の事業施行地域内農用地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して規則で定める割合を乗じて得た額

第8条中「知事が別に」を「規則で」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(特別徴収金等の減免等)

**第8条** 知事は、特別徴収金、特別徴収金に相当する金銭又は機構関連事業特別徴収金（以下これらを「特別徴収金等」という。）に係る土地の面積が規則で定める面積に満たないときその他知事が特に必要があると認めるときは、特別徴収金等を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(延滞金)

**第9条** 知事は、分担金等又は特別徴収金等を納期限までに納付しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

2 分担金等の延滞金の額は、当該分担金等の額に、その納期限の翌日から当該分担金等の納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合により計算した額とする。

3 特別徴収金等の延滞金の額は、当該特別徴収金等の額に、その納期限の翌日から当該特別徴収金等の納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合により計算した額とする。

4 知事は、特別の事由があると認めるときは、前2項の延滞金を減免することができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により土地改良事業計画を定めた旨を公告した土地改良事業について適用する。
- 3 改正後の第9条の規定は、施行日以後に納期限が到来する法第91条第1項に規定する分担金、法第91条第4項において準用する法第90条第4項に規定する分担金に相当する金銭、法第91条の2第1項に規定する特別徴収金及び法第91条の2第2項において準用する法第90条第4項に規定する特別徴収金に相当する金銭について適用する。

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成29年12月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第81号

**神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例**

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2 占用料の表電柱の項中「2,560円」を「2,790円」に改め、同表支線柱及び支線の項中「同 680円」を「1本（条）1箇年につき 740円」に改め、同表その他の柱類の項中「同 150円」を「1本1箇年につき 160円」に改め、同表広告板類の項中「広告板類」を「看板」に、「広告等に使用される面の表面積」を「表示面積」に、「4,530円」を「4,580円」に改め、同表標識の項中「2,380円」を「2,590円」に改め、同表配管類の項中「配管類」を「管類」に、「62円」を「68円」に、「89円」を「97円」に、「130円」を「150円」に、「180円」を「190円」に、「270円」を「290円」に、「360円」を「390円」に、「620円」を「680円」に、「890円」を「970円」に、「1,780円」を「1,940円」に、「3,570円」を「3,890円」に改める。

別表第2の備考1中「この」を「1の利用料の」に、「1キロワット時若しくは1平方メートル」を「若しくは1キロワット時」に、「1キロワット時又は1平方メートル」を「又は1キロワット時」に改め、同表中備考8を削り、備考7を備考8とし、備考2から備考6までを1ずつ繰り下げ、備考1の次に次のように加える。

- 2 2の占用料の表中、面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たない場合又はそれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数が生じた場合は、それぞれの満たない数又はその端数を切り捨てて算定する。

別表第3の2 占用料の表倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）の項中「510円」を「500円」に改め、同表海水浴施設、売店、休憩所及びバンガローの項中「2,760円」を「2,640円」に改め、同表係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱の項中「650円」を「640円」に改め、同表電柱の項中「2,560円」を「2,790円」に改め、同表支線柱及び支線の項中「同 680円」を「1本（条）1箇年につき 740円」に改め、

同表鉄塔の項中「1,380円」を「1,360円」に改め、同表広告板類の項中「広告板類」を「看板」に、「広告等に使用される面の表面積」を「表示面積」に、「4,530円」を「4,580円」に改め、同表配管類の項中「配管類」を「管類」に、「62円」を「68円」に、「89円」を「97円」に、「130円」を「150円」に、「180円」を「190円」に、「270円」を「290円」に、「360円」を「390円」に、「620円」を「680円」に、「890円」を「970円」に、「1,780円」を「1,940円」に、「3,570円」を「3,890円」に改め、同表線類の項中「15円」を「16円」に、「9円」を「10円」に改める。

別表第3の備考1を次のように改める。

備考 1 採取量、面積若しくは長さが0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たない場合又はそれらに0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数が生じた場合は、それぞれの満たない数又はその端数を切り捨てて算定する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、神奈川県漁港管理条例又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定による占用の許可に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に漁港漁場整備法第39条第1項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第82号

**神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例**

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分		使 用 料				
		単 位	所 在 地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場 その他原状のまま使用するもの		使用面積1平方メートル1年	290円	230円	210円	210円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)			640円	500円	470円	460円
第一種電柱		1本1年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円
第二種電柱			3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
第三種電柱			4,770円	3,760円	3,010円	2,880円
第一種電話柱			2,060円	1,620円	1,300円	1,240円
第二種電話柱			3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
第三種電話柱			4,520円	3,560円	2,850円	2,730円
支線柱及び支線		1本(条)1年	950円	740円	600円	570円
鉄塔		使用面積1平方メートル1年	1,750円	1,360円	1,280円	1,240円
その他の柱類		1本1年	210円	160円	130円	120円
共架電線その他上空に設ける線類			21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類			12円	10円	8円	7円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円
看板		表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
農耕地、牧草地等		使用面積1平方メートル1年	13円	10円	9円	9円
土石の採取	たんぼ田圃砂利の採取	採取量1立方メートル				230円
	山砂利の採取					260円
	その他の土石の採取					460円

別表の備考1(1)中「平塚市」を削り、同表の備考1(2)中「横須賀市」の次に「平塚市」を加え、同表中備考6を備考9とし、備考5を備考8とし、同表の備考4中「計算し、使用料の額が月額で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもって」を削り、同表中備考4を備考7とし、同表の備考3中「1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル」を「0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル」に、「は、それぞれ1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考3を備考6とし、同表の備考2中「案内板及び広告板」を「看板」に改め、同表中備考2を備考5とし、

備考1の次に次のように加える。

- 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号にお

いて同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

**附 則**

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項の規定による許可を受けている土石の採取に係る使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成29年12月28日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治  
神奈川県条例第83号

**神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例**

神奈川県都市公園条例(昭和32年神奈川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

- 第24条第3項中「年額」を「会計年度ごとの額」に改める。
- 第25条第3項中「1年」を「2会計年度」に、「知事は、年ごとに年額で」を「会計年度ごとに使用料を」に改め、「ことができる」を削る。
- 別表第2の2 都市公園の占用許可による使用料の表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件		使 用 料				
		単 位	所 在 地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円	
第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	2,140円	
第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	2,880円	
第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	1,240円	
第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	1,990円	
第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	2,730円	
支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	600円	570円	
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	3,610円	2,740円	2,100円	1,990円	
その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円	
共架電線その他上空に設ける線類(特別高圧架空電線を除く。)	長さ1メートル1年	21円	16円	13円	12円	
地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円	
特別高圧架空電線	使用電圧が7千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの	占用面積1平方メートル1年	1,090円	830円	640円	600円
	使用電圧が17万ボルト以上のもの		1,810円	1,380円	1,060円	1,000円
公衆電話所	1個1年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,730円	1,360円	1,090円	1,040円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
外径が2メートル以上のもの	4,930円	3,890円	3,110円	2,980円		

橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		3,710円	2,290円	990円	830円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年	2,220円	1,370円	590円	500円
標識	1本1年	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
その他のもの	占有面積1平方メートル1日	36円	27円	21円	19円

別表第2の備考1中「、日割りをもつて」を「月割りをもつて」計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として」に改め、後段を削り、同表の備考2を次のように改める。

2 面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。

別表第2の備考4を次のように改める。

4 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

別表第2の備考に次のように加える。

5 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

6 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者

が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

7 特別高圧架空電線の占有面積は、同一の鉄塔に設置される特別高圧架空電線のうち最も外側に設置されるものから外側に水平距離3メートル以内の部分及びこれらの特別高圧架空電線の内側の部分（鉄塔に設置される特別高圧架空電線が1本の場合にあつては、当該特別高圧架空電線から水平距離3メートル以内の部分）から鉄塔の占有許可を受けている部分を除いた部分の面積をいう。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第84号

**神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**

神奈川県道路占用料徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「年ごとに年額で」を「年度ごとに占用料を」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		占 用 料				
		単 位	所 在 地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円
	第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
	第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	2,880円
	第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	1,240円
	第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
	第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	2,730円
	支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	600円	570円
	その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	21円	16円	13円	12円
	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
	路上に設ける変圧器	1個1年	2,010円	1,590円	1,270円	1,220円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年	1,230円	970円	780円	750円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1,730円		1,360円	1,090円	1,040円	

	広告塔		表示面積 1 平方メートル 1 年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円	
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年		86円	68円	54円	52円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円		
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円		
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設				4,110円	3,240円	2,590円	2,490円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			160円	150円	140円	140円	
	その他のもの			330円	240円	140円	140円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年	A×0.005				
		階数が2のもの		A×0.008				
		階数が3以上のもの		A×0.01				
	上空に設ける通路	3,710円		2,290円	990円	830円		
	地下に設ける通路	2,220円		1,370円	590円	500円		
その他のもの			330円	240円	140円	140円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル 1 日	74円	46円	20円	17円	
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 月	740円	460円	200円	170円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月	740円	460円	200円	170円	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円	
	標識			1 本 1 年	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1 本 1 日	74円	46円	20円	17円
		その他のもの		1 本 1 月	740円	460円	200円	170円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積 1 平方メートル 1 日	74円	46円	20円	17円
		その他のもの		その面積 1 平方メートル 1 月	740円	460円	200円	170円
	アーチ	車道を横断するもの		1 基 1 月	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
その他のもの				3,710円	2,290円	990円	830円	
政令第7条第2号に掲げる工作物				4,110円	3,240円	2,590円	2,490円	
政令第7条第3号に掲げる施設				A×0.034				
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				740円	460円	200円	170円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートル 1 月	410円	320円	260円	250円	



政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年	A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.019
	上空に設けるもの		A×0.024			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		A×0.005			
	階数が1のもの		A×0.008			
	階数が2のもの		A×0.01			
	階数が3以上のもの	A×0.034				
	その他のもの	A×0.034				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.019	A×0.019
	その他のもの					
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	A×0.024	A×0.009	A×0.01	A×0.012	A×0.014
	その他のもの					
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.019	A×0.019
	上空に設けるもの	A×0.024				
	その他のもの	A×0.034				
政令第7条第12号に掲げる器具		A×0.034				
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.019	A×0.019
	上空に設けるもの	A×0.024				
	その他のもの	A×0.034				

別表の備考2(1)中「平塚市、」を削り、同表の備考2(2)中「横須賀市」の次に「、平塚市」を加え、同表の備考8を次のように改める。

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

**附 則**

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)の規定により道路の占用の許可(当該許可の期間がこの条例の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了するものに限り、引き続き2年以上にわたるものを除く。)を受けている者の当該許可の期間のうち、同日以後の期間に係る占用料については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第85号

**神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

神奈川県流水占用料等徴収条例(平成11年神奈川県条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1 流水の占用の項発電以外の原動力の用に供するものの項中「0.1立方メートル」を「0.01立方メートル」に、「4,880円」を「488円」に改め、同表流水の占用の項鉱工業その他の用に供するものの項中「494,970円」を「49,497円」に改め、同表の備考3中「0.1立方メートル若しくは1立方メートル」を「0.01立方メートル」に、「これらの水量若しくは」を「水量若しくは土石等の」に、「は、0.1立方メートル又は1立方メートルとして」を「を切り捨てて」に改める。

別表第2 中備考以外の部分を次のように改める。

**別表第2 (第2条関係)**

区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				
	単位	所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積1平方メートル	290円	230円	210円	210円

倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	1年	640円	500円	470円	460円	
第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円	
第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	2,140円	
第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	2,880円	
第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	1,240円	
第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	1,990円	
第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	2,730円	
支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	600円	570円	
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,750円	1,360円	1,280円	1,240円	
その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	21円	16円	13円	12円	
地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	86円	68円	54円	52円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120円	97円	78円	75円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180円	150円	120円	110円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	190円	160円	150円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370円	290円	230円	220円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490円	390円	310円	300円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	860円	680円	540円	520円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,230円	970円	780円	750円
外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,470円	1,940円	1,560円	1,490円		
外径が2メートル以上のもの	4,930円	3,890円	3,110円	2,980円		
柵類		840円	660円	620円	600円	
看板	表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円	
運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設	占用面積1平方メートル1年	140円	110円	100円	100円	
農耕地、牧草地等		13円	10円	9円	9円	

別表第2の備考1(1)中「平塚市」を削り、同表の備考1(2)中「横須賀市」の次に「平塚市」を加え、同表の備考2中「第一種電柱とは、電柱」の次に「(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)」を加え、同表の備考3中「限る。以下」の次に「この号において」を加え、同表中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、同表の備考5中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「は、1平方メートル又は1メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

**附 則**

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に河川法（昭和39年法律第167号）第25条の規定による許可を受けている土石等の採取に係る土石等採取料については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第86号

**港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例**

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7 専用利用料の表中「ただし」の次に「(1)及び(2)の規定を適用する場合において」を加え、「である第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、第一種電話柱、第二種電話柱、第三種電話柱、支線柱、支線、その他の柱類、上空に設ける線類、地下に設ける線類、管類、柵類及び看板に係る専用利用料の額」を「にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないとき」に改め、同表の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区 分	専 用 利 用 料			
	単 位	港 湾 名		
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港	
第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	
第二種電柱		3,540円	2,790円	
第三種電柱		4,770円	3,760円	
第一種電話柱		2,060円	1,620円	
第二種電話柱		3,290円	2,590円	
第三種電話柱		4,520円	3,560円	
支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	
その他の柱類	1本1年	210円	160円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	200円	140円	
地下に設ける電線その他の線類		100円	76円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	86円	68円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120円	97円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180円	150円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	190円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370円	290円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490円	390円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	860円	680円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,230円	970円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,470円	1,940円
		外径が2メートル以上のもの	4,930円	3,890円
柵類			1,190円	860円
看板		表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円

別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表の備考1中「第一種電柱とは、電柱」の次に「(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)」を加え、同表の備考2中「限る。以下」の次に「この号において」を加え、同表の備考5を削り、同表の備考4中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「は、1平方メートル又は1メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表中備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 利用の期間が1年未満であるとき又はその期間に

1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。

別表第1の7 専用利用料の表の(2)の表中「利用料」を「専用利用料」に、「× 専用利用の承認をした年数」を

「 $\times \frac{\text{専用利用の承認をした日数}}{365}$ 」に改め、同表中備考2及び備

考3を削り、同表の備考4中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「は、1平方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考4を備考2とし、備考5を備考3とし、別表第1の7 専用利用料の表中(2)の表を(3)の表とし、(1)の表の次に次の1表を加える。

(2) (1)以外の土地の専用利用

港湾名	専用利用料
湘南港 葉山港 大磯港 真鶴港	$\text{専用利用の部分に係る土地の価額} \times \frac{3}{100} \times \frac{\text{専用利用の承認をした日数}}{365}$

備考 1 土地の価額は、知事が別に定める額とする。

2 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	占 用 料 等		
		港湾名		
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年	290円	230円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)		640円	500円	
第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	
第二種電柱		3,540円	2,790円	
第三種電柱		4,770円	3,760円	
第一種電話柱		2,060円	1,620円	
第二種電話柱		3,290円	2,590円	
第三種電話柱		4,520円	3,560円	
支線柱及び支線		1本(条)1年	950円	740円
鉄塔	占有面積1平方メートル1年	1,750円	1,360円	
その他の柱類	1本1年	210円	160円	
共架電線その他上空に設ける線類		21円	16円	
地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	
管類	長さ1メートル1年	外径が0.07メートル未満のもの	86円	68円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120円	97円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180円	150円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	190円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370円	290円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490円	390円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	860円	680円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,230円	970円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,470円	1,940円
		外径が2メートル以上のもの	4,930円	3,890円
柵類		840円	660円	
係船浮標、係船くい及び信号標	1基1年	820円	640円	
看板	表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円	
海水浴施設、売店及びバンガロー	占有面積1平方メートル1月	290円	220円	
土砂の採取	採取量1立方メートル		300円	

別表第2の備考2中「(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)」を削り、同表中備考8を備考9とし、備考5から備考7までを1ずつ繰り下げ、同表の備考4中「1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル」を「0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル」に、「は、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

**附 則**

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に港湾法(昭和25年法律第218号)第37

条第1項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第87号

**神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

神奈川県海岸占用料等徴収条例(平成11年神奈川県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第2条関係)

区 分	単 位	占 用 料 等			
		所 在 地			
		第一級地	第二級地	第三級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積 1 平方メートル 1 年	290円	230円	210円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の施設又は工作物(次の各項に掲げるものを除く。)		640円	500円	470円	
第一種電柱	1 本 1 年	2,300円	1,810円	1,450円	
第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	
第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	
第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	
第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	
第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	
支線柱及び支線	1 本 (条) 1 年	950円	740円	600円	
鉄塔	占有面積 1 平方メートル 1 年	1,750円	1,360円	1,280円	
その他の柱類	1 本 1 年	210円	160円	130円	
共架電線その他上空に設ける線類		21円	16円	13円	
地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	
管類	長さ 1 メートル 1 年	外径が0.07メートル未満のもの	86円	68円	54円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120円	97円	78円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180円	150円	120円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	190円	160円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370円	290円	230円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490円	390円	310円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	860円	680円	540円
		外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの	1,230円	970円	780円
		外径が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	2,470円	1,940円	1,560円
		外径が 2 メートル以上のもの	4,930円	3,890円	3,110円
柵類		840円	660円	620円	
看板	表示面積 1 平方メートル 1 年	7,410円	4,580円	1,980円	
海水浴施設、売店及びバンガロー	占有面積 1 平方メートル 1 月	290円	220円	210円	
土石の採取	採取量 1 立方メートル	砂			260円
		砂利(径が6センチメートル以下のものをいう。)			300円
		栗石(径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。)			360円
		玉石(径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。)			460円
		転石(径が30センチメートルを超えるものをいう。)			530円
		混合土石			300円

別表の備考1(1)中「平塚市。」を削り、同表の備考1(2)中「横須賀市」の次に「平塚市」を加え、同表の備考2中「第一種電柱とは、電柱」の次に「(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)」を加え、同表中備考9を備考10とし、備考6から備考8までを1ずつ繰り下げ、同表の備考5中「1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル」を「0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル」に、「は、1平方メートル、1メー

トル又は1立方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項又は第37条の5の規定による許可を受けている土石の採取に係る土石採取料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第88号

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(平成17年神奈川県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 法第39条第1項の規定により知事が指定したクルーズ港区の区域内においては、別表第4に掲げるもの

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第3条関係)

- 1 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。)
2 旅客船又は港湾の旅客に関連する海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、観光事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所
3 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための展示施設、会議場施設、研修施設その他の共同利用施設(1の項に掲げる施設を除く。)
4 港湾関係者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
5 管区海上保安本部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
6 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供する金融機関等及び保険業を行う者の店舗
7 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供するホテル、旅館、商店、飲食店(これらの構築物のうち風俗営業等を行うための構築物を除く。)その他知事が指定する便益施設
8 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供する給油施設

附則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第89号

神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例

神奈川県立のふれあいの村条例(平成2年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「はぐくむ」を「育む」に改め、同条の表神奈川県立三浦ふれあいの村の項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

Table with 3 columns: 区分, 利用料金, 上限額. Rows include categories like '宿泊を伴う利用' and '宿泊を伴わない利用' with specific age groups and rates.

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第90号

神奈川県立図書館条例の一部を改正する条例

神奈川県立図書館条例(昭和33年神奈川県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条の表神奈川県立川崎図書館の項中「川崎区富士見2丁目1番4号」を「高津区坂戸3丁目2番1号」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第91号

神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例

神奈川県立藤野芸術の家条例(平成7年神奈川県条例第4号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条

例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第92号

**国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付  
に関する条例を廃止する条例**

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例（平成17年神奈川県条例第106号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第93号

**指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準等を定める条例を廃止する条例**

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**規 則**

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第94号

**事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理  
する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「1の4の項」を「1の5の項」に改め、同表5の項中「4の5の項」を「4の4の項」に改め、同表64の2の項中「第16項」を「第17項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表64の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

神奈川県立藤野芸術の家条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第95号

**神奈川県立藤野芸術の家条例施行規則を廃止する規則**

神奈川県立藤野芸術の家条例施行規則（平成7年神奈川県規則第52号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県立保健福祉大学条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第96号

**神奈川県立保健福祉大学条例施行規則を廃止する規則**

神奈川県立保健福祉大学条例施行規則（平成14年神奈川県規則第104号）は、廃止する。

**附 則**

- 1 この規則は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学料及び授業料の徴収の猶予を受けた者については、この規則による廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例施行規則第19条の規定は、この規則の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「学長」とあるのは、「知事」とする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第97号

**指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準等を定める条例施行規則を廃止する規則**

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年神奈川県規則第75号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。